

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」  
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路5 未来を創る子供たちの育成

# ■確かな学力と自立する力の育成

## 1 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進【一部新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

### ◆提案・要望

- (1) 持続可能な指導体制を構築するとともに、きめ細かな指導体制による新たな学びを実装するため、基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善を進めるとともに、小学校における教科担任制の推進や中学校における切れ目ない35人学級の導入を確実に進めること。
- (2) 小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準を改善するとともに、通級指導や日本語指導などの基礎定数について、よりきめ細かな指導を実現するため、十分な教員配置を可能とする算定基準とすること。
- (3) 不登校やアレルギー対策などの多様化・複雑化する課題への対応や教職員の専門性を生かした校務運営に向けて、養護教諭や栄養教諭、事務職員等についても十分な配置を可能とする算定基準とすること。
- (4) 学びの多様化学校など、現代的な課題への対応のために特別の教育課程を実施する学校について、教職員定数を改善すること。
- (5) 家庭科教育の一層の充実のため、家庭に関する学科の実習助手について配置基準を引き下げること。
- (6) 特別支援教育コーディネーターを専業として、法令に位置付け、定数として明示することで、その役割に専念できる条件整備を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校1校に対して複数名の加配措置をすること。
- (7) 特別支援学校の幼稚部及び専攻科について、小学部、中学部及び高等部に準じた教職員定数に係る法制度を整備するとともに、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、対象校種に加えること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、教員1人当たり児童生徒数や1学級当たりの児童生徒数が全国平均と比べて多くなっている。  
特別な支援が必要な児童生徒数や不登校等の児童生徒数の増加など、学校現場が抱える課題は多様化・複雑化している中、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合は、いまだ0%に至っていない。
- ・ 持続可能な指導体制を構築し、きめ細やかな指導体制による、新たな学びを実装するためには、基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善を進めるとともに、教師の持ち時数の軽減にも資する小学校における教科担任制の更なる拡充や、中学校における学級編制の標準を引き下げ、切

れ目なく 35 人学級の導入を進める必要がある。

- ・ 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒への支援の充実とともに多様性を包摂し、可能性や能力を開花・伸長させる教育の実現のためには、小・中・高等学校等の各段階に応じて特別支援学級や通級指導、日本語指導を担当する教職員の配置充実が求められる。そのためには、特別支援学級の学級編制の標準の引下げや、通級指導や日本語指導の算定基準を改善し、十分な教職員配置ができるよう、基礎定数の算定基準を改善する必要がある。
- ・ 多様化・複雑化している課題へ対応するため、養護教諭や栄養教諭の重要性は年々増加していることや、事務職員についても、その専門性を生かして、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められていることから、教職員定数算定基準の改善による配置の充実を図ることが必要である。特に、栄養教諭は、現状の定数算定基準では、各校に 1 人配置されないため、食に対する効果的な指導が十分に行えるよう定数算定基準を見直す必要がある。
- ・ 特別の教育課程を編成する学校にあっては、従来とは異なる対応が必要となることが前提となっており、通常の基準では十分な教職員を配置することできない。日本語指導や通級指導などの特別の教育課程編成にあっては、個別の定数算定基準が設けられているのに対し、学びの多様化学校や夜間中学の教職員定数は、義務標準法に基づき、通常の学校や分教室と同様に算定され、通常の教育課程を実施する学校と算定基準が同様のため、学びの多様化学校や夜間中学についても、個別の算定基準を導入する必要がある。
- ・ 商業又は家庭に関する学科の実習助手の配置については、高校標準法第 11 条第 2 項により、当該学科の生徒の収容定員が 561 人以上とあるが、商業に関する学科のうち情報及び情報処理については、高校標準法施行令第 2 条第 2 項において、生徒の収容定員 81 人以下で実習助手を 1 人配置できるなど、基準が大幅に緩和されている。  
家庭に関する学科における実習助手については、他の学科と比較しても最も配置基準が厳しいものとなっており、実践的な教育活動に支障があることから、配置基準を見直す必要がある。
- ・ 特別支援教育コーディネーターは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援において、重要な役割を担っている。しかし、現状では、小中高等学校等においては、校内で授業時数の調整や配慮を行っている場合もある一方で、担任や他の主任との兼任になっているケースが多くみられる。これは、特別支援教育コーディネーターは、校長が指名し、校務分掌の一つとして位置付けられているものの、法令上の位置付けが明確ではないからであると考えられる。その重要な役割に鑑み、特別支援教育コーディネーターを専業として法令に位置付け、定数として明示することで、その役割に専念できる条件整備を行う必要である。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能は、地域の小中高等学校等に対して、特別支援教育に関する専門的な支援を行うために重要な役割を果たしており、要請件数も増加傾向にあることから、特別支援学校のセンター的機能の更なる充実が必要である。そこで、センター的機能の中核を担う特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについて、現在の加配措置をさらに拡大する必要がある。
- ・ 幼稚部及び専攻科においても、国が定める設置基準を満たしつつ、質の高い教育を実施するためには、一定の教職員の配置が必要であるが、教職員定数については、いわゆる「義務標準法」、「高校標準法」のいずれにも規定がない。このため、教職員配置のための財政措置が十分保障されておらず、給与費に係る県の負担部分が大きく、幼稚部及び専攻科を維持する上で支障となっている。については、幼稚部及び専攻科の教職員定数についても小学部、中学部、高等部に準じた法制度を整備する必要がある。また、幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度が整備されるときには、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援の対象校種に含める必要がある。

◆参考

○時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合（令和7年11月データ、土日を含む）

小学校	9.0%	
中学校	26.9%	
高等学校	20.6%	
特別支援学校	4.9%	（令和7年度 本県による調査）

○教員の1週間当たりの持ち時数（令和6年度 本県による調査）

小学校	23.6コマ	（全国平均 23.4コマ）
中学校	19.2コマ	（全国平均 17.6コマ）

（カッコ内は令和4年度 文部科学省による「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」）

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（令和7年度）

小学校	15.65人	（全国3位）	全国平均	13.65人
中学校	14.22人	（全国3位）	全国平均	12.32人

（文部科学省による「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）

○本県の公立小・中学校1学級当たりの児童生徒数（令和7年度）

小学校	24.36人	（全国2位）	全国平均	21.25人
中学校	29.40人	（全国2位）	全国平均	25.50人

（文部科学省による「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和7年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	268校	125校	143校
中学校	82校	31校	51校

※さいたま市及び休校を除く。

○障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒数の推移（各年5月1日時点。市町村からの報告数）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	3,024	3,609	4,154	4,472	4,819	5,172	5,480
中学校	366	438	577	679	809	843	950
計	3,390	4,047	4,731	5,151	5,628	6,015	6,430

○日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒数の推移

（各年5月1日時点。市町村からの報告数）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	1,405	1,618	2,300	2,326	2,611	3,130	3,512
中学校	302	288	433	491	626	734	946
計	1,707	1,906	2,733	2,817	3,237	3,864	4,458

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）及び同施行令

条 項	実習助手の定数算定方法
法第 11 条 2 号 (商業又は家庭に関する学科)	生徒の収容定員 561 人以上× 1
令 2 条 2 項 (情報処理科)	80 人以下× 1・81 人以上× 2
令 2 条 2 項 (情報科)	80 人以下× 1 人・81 人～560 人× 2 人・561 人以上× 3
法第 11 条 2 号 (農業に関する学科)	小学科数× 2 人 +681 人以上： 1 人
法第 11 条 2 号 (工業に関する学科)	小学科数× 2 人+ 1 人 +681 人以上： 1 人
令 2 条 2 項 (衛生看護科)	320 人以上： 2 人・321 人～440 人： 3 人・441 人以上： 4 人
令 2 条 2 項 (理数科)	課程数× 2 人 (321 人～440 人) + 1 人 (441 人～560 人) + 2 人 (561 人～680 人) + 3 人 (以下 120 人増すごとに 1 人ずつ加算)
令 2 条 2 項 (総合学科)	総合学科： 1 人

## 2 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し



要望先 : 財務省、文部科学省  
県担当課 : 教育局財務課

### ◆提案・要望

国は、義務教育の根幹である義務教育無償の原則に則り、省令で定める経験年数別給料月額や地域手当に係る負担金の算定に当たり使用する支給割合が、地方の実情を踏まえたものとなるよう、算定方法の見直しを図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 義務教育費国庫負担法では、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。
- ・ 同法では、特別な事情がある場合を除き、公立の義務教育諸学校の教職員の給与を負担している都道府県及び指定都市に係る教職員給与費の実支出額の3分の1を国が負担することとされている。
- ・ 平成16年度に導入された総額裁量制による国庫負担額の算定方法により、実支出額と算定総額（最高限度額）のうち、いずれか低い方を国庫負担とすることになった（国庫負担率は、平成18年度以降は3分の1、それ以前は2分の1）。
- ・ 本県においては最高限度額による交付となっており、国庫負担金は県の負担する実支出額の3分の1に達していない。
- ・ 算定においては、国が省令により定める経験年数別給料月額を用いるが、この経験年数別給料月額が、それぞれの経験年数における教職員の実際の給料月額の平均額よりも低くなっている。  
また、地域手当の算定においても、令和7年度に給地別支給割合が見直されたものの、義務教育費国庫負担金の算定方法は地方の実情を踏まえたものにはなっていないのが現状である。
- ・ なお、本県の義務教育にかかる教職員給与費全体に占める国庫負担額の割合は、令和6年度実績で31.5%となっている（33.3%未満のため、不足している状況）。

### ◆参考

○県の義務教育費国庫負担金の交付状況の推移

	実支出額	国庫負担額	実支出額に占める国庫負担額の割合
令和4年度	1,971 億円	613 億円	31.1%
令和5年度	2,020 億円	636 億円	31.4%
令和6年度	2,134 億円	673 億円	31.5%

※令和6年度の場合、2,134 億円×33.3%≒711 億円のため、国庫負担額が約 38 億円少ない状況

# ■豊かな心と健やかな体の育成

## 1 学校部活動の地域展開等への環境整備



要望先：スポーツ庁、文化庁

県担当課：保健体育課、義務教育指導課

### ◆提案・要望

- (1) 学校部活動の地域展開等に係る地域クラブの運営費や体制整備に係る費用について、地域展開が円滑に進むように引き続き財政支援を図ること。
- (2) 学校部活動の地域展開等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民へ十分に周知した上で、一定の受益者負担が生じることについて、国においても引き続き十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。
- (3) 学校部活動が地域に展開されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。
- (4) 家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する世帯の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、恒常的な財政支援を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、休日の部活動について、令和13年度末までに、原則全ての中学校の学校部活動において地域展開の実現を目指し、現時点で着手していない地方公共団体においても、令和8年度から令和10年度までの間に、確実に休日の地域展開等に着手することを示した。
- ・ また、国の令和8年度当初予算では、部活動の地域展開等推進事業について、恒常的な財政支援となるか明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。
- ・ 学校部活動の地域展開等を進めるためには、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知する必要がある。特に、これまで教職員の献身によって行われてきた学校部活動が地域へ展開されることで、一定の受益者負担が生じることに対する国民の理解が重要であり、国が責任をもって周知する必要がある。
- ・ 国は、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置について、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要があると示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充を図っていくことが求められる。
- ・ 国はガイドラインにおいて、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要と示しているが、地域における生徒の体験格差を生まないためには、国による恒常的な財政支援を図っていくことが求められる。

# ■多様なニーズに対応した教育の推進

## 1 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援体制の充実及び指導体制の整備【新規】



要望先：文部科学省

県担当課：義務教育指導課、高校教育指導課

### ◆提案・要望

- (1) 文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」における補助率を引き上げるとともに、急増する外国人児童生徒の市町村における受入れ体制づくりが推進できるよう、市町村に対する直接補助も可能にするなど柔軟な支援を行うこと。
- (2) 令和8年度中に文部科学省が作成予定の日本語指導に係るガイドラインに基づき、日本語指導に係る教師用及び児童生徒用の標準的な教材を整備すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 県内公立学校における日本語支援を必要とする児童生徒数は加速度的に増加している。

#### <文部科学省の事業について>

- ・ 外国人児童生徒の受入れ体制づくりについては、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。
- ・ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」に係る補助金については、申請額に対する国庫補助内定額が不足しており、事業の実施に支障をきたしている。この補助金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、十分な財政措置を講じるべきである。
- ・ また、市町村における当該補助金の活用が進むよう、協議会の設置を必須とする等の要件を緩和するなど、制度設計を見直す必要がある。

#### <日本語指導に係る教材について>

- ・ 日本語指導の教材は、他教科と同様に、児童生徒に育みたい資質・能力を踏まえて作成されるものであり、受入れ地域によって変わるものではない。
- ・ 一方、国で統一した日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムがなく、日本語指導教材の作成は各自治体にまかされており、その整備状況は地域によってばらつきがある。

### ◆参考

○本県における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（人）

	平成30年度	令和3年度	令和5年度
小学校	1,900	2,723	3,082
中学校	536	597	785
高等学校	260	344	458
合計	2,696	3,664	4,325

※ 文部科学省「日本語が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より

## 2 特別支援学校における教育機会の保障及び環境充実のための財政支援の拡充



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 特別支援教育課、教育局財務課

### ◆提案・要望

- (1) 特別支援学校設置基準の制定を踏まえ、必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、特別支援学校の設置・運営に係る財政支援の充実を図ること。また、特別支援学校の設置義務について、指定都市にも拡大を図ること。
- (2) 特別支援学校の児童生徒の通学に必要な不可欠なスクールバス運行委託費について、財政措置の拡充を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 県立知的障害特別支援学校では、県南部・東部地域を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況の改善は喫緊の課題である。
- ・ 県では、平成19年度以降、新設校や高校内分校の整備を進め、知的障害特別支援学校を22校設置するとともに、既存知的障害特別支援学校の校舎増築を行ってきたところである。
- ・ 現在においても、新設校の整備や既存知的障害特別支援学校の改築や校舎増築など、教育環境の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。
- ・ 国が制定した特別支援学校設置基準は、今後の教育環境整備の指針となるものとする。既存施設を活用した特別支援学校の整備について、令和9年度までの期間において、補助金の算定割合が引上げられているものの、特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な教育環境整備を計画的に推進するためには、期間の延長とともに、より一層の財政支援の充実が求められる。
- ・ また、指定都市の児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であると考えられ、現に特別支援学校を設置している指定都市も多い。
- ・ さらに、指定都市は、人事権、学級編制基準の決定、教職員定数の決定等の権能を有しており、自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となっている。特別支援教育についても、上記のような権能を有する指定都市が、主体的に教育行政を展開すべきであると考えながら、現行は、都道府県のみ特別支援学校の設置義務が課されている。
- ・ 特別支援学校の設置義務を指定都市に拡大することで、指定都市における地域の小・中学校との、より連携・接続した教育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自主通学が出来ないケースが大半であることや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、通学児童生徒の8割以上がスクールバスを利用している。
- ・ 令和7年度の本県における特別支援学校の通学児童生徒数は5年前と比較し14%程度増加しており、今後も増加傾向が続く見込みである。
- ・ 児童生徒数の増加に伴い、令和7年度ではスクールバスの台数が5年前の242台から47台増加し、289台となった。今後も児童生徒数増に伴いスクールバスの台数及び必要経費の増加が見込

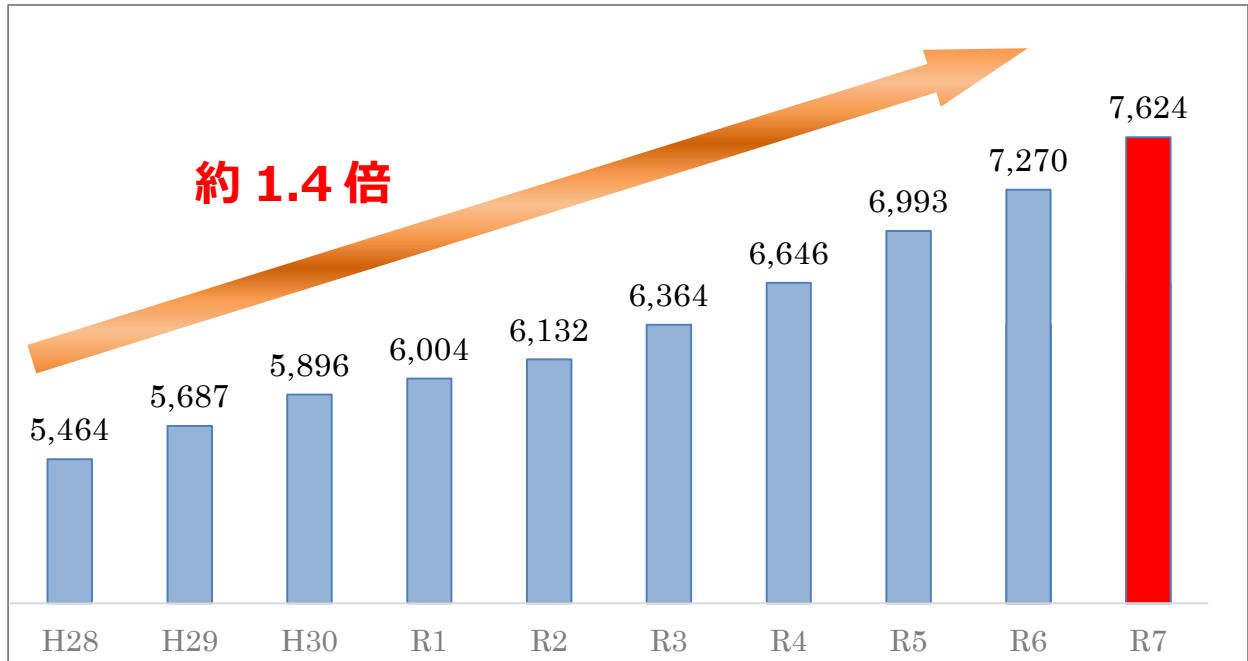
まれる。

- ・ スクールバス運行委託費について、平成 30 年度から地方交付税措置の対象となったが、地方交付税措置は、実際の運行費用の 20%ほどであり、実態との乖離が著しい状況である。

◆参考

○県立知的障害特別支援学校 児童生徒数の推移

(単位:人)



○学校教育法第 80 条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

○指定都市 市立特別支援学校の設置状況等

No.	都道府県	市	学校数		在籍数(※2)	人口(※3)
			知的障害(※1)	他の障害		
1	北海道	札幌市	2	3	337	1,955,678
2	宮城県	仙台市	1	0	148	1,064,142
3	埼玉県	さいたま市	1	1	111	1,350,500
4	千葉県	千葉市	3	0	438	983,896
5	神奈川県	横浜市	5	8	1,472	3,753,398
6		川崎市	3	1	658	1,535,141
7		相模原市	0	0	—	716,494
8	新潟県	新潟市	2	0	342	761,503
9	静岡県	静岡市	0	0	—	672,775
10		浜松市	0	0	—	783,924
11	愛知県	名古屋市	6	0	1,347	2,303,004
12	京都府	京都市	8	1	1,287	1,373,887
13	大阪府	大阪市(※4)	—	—	—	2,778,917
14		堺市	3	0	502	811,993
15	兵庫県	神戸市	5	1	1,408	1,493,543
16	岡山県	岡山市	0	0	—	695,690
17	広島県	広島市	1	0	588	1,173,543
18	福岡県	北九州市	6	2	1,381	913,577
19		福岡市	8	2	2,061	1,608,140
20	熊本県	熊本市	2	0	148	731,331

※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2 在籍数は、各政令市等発表値（令和7年5月1日現在）

※3 人口は、住民基本台帳に基づく人口（令和7年1月1日現在）

※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

○本県におけるスクールバス利用者数及び運行台数等（※各年度5月1日現在）

年度	通学者数（人）	利用者数（人）	利用率	台数（台）	予算額（千円）
R2	6,946	5,441	78.3%	242	2,381,990
R3	7,004	5,632	80.4%	266	2,703,055
R4	7,212	5,845	81.0%	271	2,751,171
R5	7,428	6,110	82.3%	275	2,736,054
R6	7,692	6,355	82.6%	284	2,971,905
R7	7,900	6,560	83.0%	289	3,470,303

○スクールバス運行にかかる地方交付税算定と本県予算の比較

地方交付税算定標準規模		埼玉県	
学級数 ①	350 学級	学級数 (R7.5.1) ④	2,114 学級
積算額 ②	116,073 千円	当初予算額 (R7) ⑤	3,470,303 千円
1 学級あたり ③ (②÷①)	332 千円	1 学級あたり ⑥ (⑤÷④)	1,642 千円

※算定される標準規模は、実際に必要となる予算の20%程度（③÷⑥）

### 3 医療的ケア実施体制整備の充実支援



要望先 : 文部科学省  
県担当課 : 特別支援教育課

#### ◆提案・要望

医療的ケアを実施する看護職員を確保するため、財政支援を拡充すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアに対する重要性が高まっている。
- ・ 医療的ケア児は増加傾向が続いている。
- ・ 本県では看護師資格を有する教諭が看護教員として医療的ケアの実施に当たるとともに、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた担当教員が医療的ケアを実施している。
- ・ 医療的ケア児の多くは、通学時に保護者が送迎をしており、保護者にとって負担となっている。本県では医療的ケア児の送迎を行う保護者の心身及び経済的負担を軽減するため、医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に同乗が必要な看護師の人件費を支援する取組を実施している。
- ・ 医療的ケアの実施に当たる看護教員等の人員確保が課題となり、校内の医療的ケア実施体制を変更し、保護者の付き添いを求めざるを得ない状況が発生することがある。
- ・ 国は、学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員の配置に対する支援を実施しているが、医療的ケア児の増加や医療的ケアの多様化に対応するには更なる人員確保が必要であり、一層の財政支援の拡充が求められる。

#### ◆参考

○医療的ケア対象幼児児童生徒数 (人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
対象幼児児童生徒数	208	196	208	223	237	248	262

○埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業

- 【通学支援】 医療的ケア児の通学時の保護者負担軽減  
福祉タクシー等に同乗する看護師等の人件費を県が負担
- 【連絡協議会の設置】 通学支援における協力体制の構築  
支援体制の継続的な整備に向け課題の解決策等を検討
- 【校内体制の整備】 看護師の安定的な学校配置

## 4 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等のための経済的支援等



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 青少年課、生徒指導課、特別支援教育課

### ◆提案・要望

- (1) 不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用するフリースクール等民間の団体及び施設への経済的支援の在り方について、補助対象となる団体の組織体制、財務状況の健全性、評価基準、補助額等の考え方や補助の方法の統一的な見解や財政措置を含め、速やかに検討し必要な措置を講ずること。
- (2) 特別支援学校の不登校等長期欠席者への学校外の多様な学習機会を確保するためには、教育支援センターにおいて障害の特性等を踏まえた適切な支援ができる人員の確保が必要である。そのため、特別支援学校の不登校等長期欠席者も含めた教育機会の確保等の必要な財政措置も含めた支援の在り方について、速やかに検討し、人員確保に係る経費など必要な措置を講ずること。

### ◆本県の現状・課題等

#### <不登校児童生徒の教育機会の確保>

- ・ 教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとするとしている。
- ・ 本県では、令和6年度時点で、いわゆるフリースクールなど県内218の民間団体等において、726人の不登校児童生徒が学習支援等を受けているが、これらの学習支援等について1団体・施設当たり平均約5万3千円の入会金と、会費（授業料）平均月額約3万3千円ほどの負担が家庭に生じており経済的負担が大きい。（文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」平成27年3月調査）
- ・ 教育機会確保法の附則で、「政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、国において検討はされているが、まだ結論が出ていない。
- ・ また、フリースクールには明確な定義がなく、運営形態、児童生徒への学習指導体制、施設の状態、学校教育との連携の在り方なども様々であることから、団体の組織体制、財務状況の健全性、適切な指導や支援を確保するための評価基準、補助額等の考え方や補助の方法について、国により統一した見解を示すことが必要である。

#### <特別支援学校の不登校等長期欠席者の教育機会の確保>

- ・ 教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしている。
- ・ また、同法において、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われるこ

ととなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとしてされている。

- ・ 全国の公立特別支援学校における令和6年度の不登校児童生徒数は、小学部 469 人（414 人）、中学部 945 人（865 人）と増加傾向にある。（カッコ内は令和5年度の数値）
- ・ こうした状況を踏まえ、地域の不登校対策の中核となる教育支援センターにおいて、障害の特性等を踏まえた適切な支援が必要となるが、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒を受け入れている教育支援センターは 17 自治体（さいたま市を除く県内 62 自治体中）に留まるなど、市町村において、その人員確保が課題となっている。（令和6年3月31日現在）
- ・ そのため、特別支援学校の不登校等長期欠席者も含めた教育機会の確保等の必要な財政措置も含めた支援の在り方について、速やかに検討し、人員確保に係る経費など必要な措置を講じることが必要である。

## 5 学びの多様化学校におけるオンラインを活用した不登校児童生徒の学びを保障するための措置



要望先 : 文部科学省  
県担当課 : 生徒指導課

### ◆提案・要望

学びの多様化学校において、自宅等からオンラインで授業を受けた場合も出席とするよう、オンラインを活用した学びの在り方について検証・検討すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年12月24日に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会「義務教育の在り方ワーキンググループ」における審議まとめの中で、「オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組」として、「学びの多様化学校の設置を促進していく中で、遠隔授業を活用した分教室型や分校型の展開など、多様な形で設置を進めていくことも考えられる」としている。
- ・ 文部科学省調査（R5不登校の要因分析に関する調査研究報告書）によると、不登校児童生徒が学校を休んでいる間の外出先として、「全ての場所に行っていない」と回答した割合が16.3%という結果が出ており、自宅から出ない・出られない不登校児童生徒がいることが分かっている。
- ・ また、総務省調査（R5不登校・ひきこもりの子ども支援に関するアンケート調査）の結果では、不登校児童生徒が平日の日中に最も多くの時間を過ごしている場所を「自宅」と回答した割合が63%にのぼっている。
- ・ 不登校児童生徒の支援におけるオンラインの活用は、他の児童生徒や教師と直接関わったり、家から出たりすることが難しい状態にある場合であっても、オンライン上でコミュニケーションを取ったり、授業の配信を受けたりすることができることがメリットとして挙げられ、実際にメタバースを含むオンラインを活用した学びに取り組む教育支援センターにおいて、年々利用者が増加している事例が存在する。
- ・ そのため、そういった状況を踏まえ、学びの多様化学校の設置促進に向けて、自宅等からでもオンラインで正規の授業を履修することができるよう、オンラインを活用した学びの在り方について検証・検討すること。

# 質の高い学校教育の推進



## 1 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討【一部新規】



要望先：財務省、文部科学省  
県担当課：学事課、教育局財務課、高校教育指導課、  
魅力ある高校づくり課

### ◆提案・要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、国の責任において就学支援金制度における全ての財源を確実に確保し、支給限度額及び支給上限期間の撤廃や補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。
- (2) 就学支援金制度及び奨学のための給付金制度については、生徒・保護者及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しをすること。
- (3) 令和8年度から拡充された高校生等への修学支援制度について、今後、地方に影響がある変更を行う場合は、事前に都道府県の意見を踏まえた上、可能な限り速やかに示すこと。
- (4) 奨学のための給付金制度については、生活保護受給世帯以外が対象外となっている修学旅行費相当額についても、財政措置を講じること。
- (5) 奨学のための給付金制度に係る国庫補助については、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。
- (6) 奨学のための給付金制度については、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう、制度設計を見直すこと。
- (7) 奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう、交付金を再開すること。
- (8) 国の責任において、財政面の負担はもとより、居住地域に関係なく、子供たちが魅力のある学校を選択できる、持続可能な制度を設計すること。具体的には、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援を行うこと。その際、教育改革に伴う施設整備も含めて柔軟に対応できる仕組みとするとともに、現行の教育現場における取組に支障が生じないように既存の教育財源を原資とせず、地方に負担を求めない全額交付とすること。また、都道府県において円滑な実施ができるよう、過度な事務負担が生じない仕組みとすること。

### ◆本県の現状・課題等

#### <高等学校等就学支援金制度>

- ・ 生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から高等学校等に

おける教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。

- ・ 令和7年2月25日、いわゆる教育無償化に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、令和8年度から所得要件が撤廃され、私立高校等における支給上限額が大幅に引き上げられた。
- ・ 一方で、都道府県に対し、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有しているとして、地方における安定的な財源の確保を前提に、来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期に、唐突に地方負担が示され、新たに4分の1の都道府県負担が導入された。
- ・ 所得要件の見直しがされた一方で、引き続き支援の期間は、正規修業年数までとなっており、それを超える部分については、生徒が負担している。また、県立高校（単位制による定時制）においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。
- ・ 所得確認の事務が不要になったものの、新たに生徒の国籍・在留資格に関する要件が新設され、その確認事務が発生することとなった。
- ・ 私立高等学校の授業料については、就学支援金制度により、一部負担軽減がなされているが、一方で授業料が補助上限額を超える学校に通う世帯の負担、また施設費等納付金などの授業料以外の生徒納付金に係る負担については、各自治体の自主財源で上乗せ補助などを実施せざるを得ない状況である。
- ・ 本県においては、施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、年収約500万円未満世帯までを生徒納付金の実質無償化の対象とするなど、父母の負担軽減を図っている。

#### <奨学のための給付金制度>

- ・ 本制度は、国の補助制度を活用した各都道府県の事業ではあるものの、平成26年度に国が高等学校等就学支援金制度に加えて授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に制度を創設し、現在も全ての都道府県で同様の給付金に係る事務を実施している。
- ・ 給付に当たっては、マイナンバーを使用した申請や所得確認が必要であることに加え、就学支援金の受給資格も要件の一つとなっており、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化の観点から、既にオンライン申請システムが導入されている就学支援金と一体化された全国共通のシステムを導入することが効果的である。
- ・ 修学旅行費については生活保護受給世帯以外が対象外となっている。
- ・ 制度実施に要する事務費が補助金の対象となっていない。
- ・ 令和7年2月25日、いわゆる教育無償化に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、令和8年度から奨学のための給付金の支給対象が年収約490万円程度の中所得世帯まで拡充されることとなったが、生徒・保護者の申請手続の利便性の向上や都道府県の事務負担軽減を踏まえた見直しは行われていない。
- ・ 奨学のための給付金制度と就学支援金制度では、生徒によって申請先の都道府県が異なり、申請者の混乱を招く上、県外の生徒に対して県の制度を周知することや県外の高等学校に在籍する対象生徒を正確に把握することが困難である。

#### <奨学金事業>

- ・ 高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成17年度から10年間にわたり国から交付金の配分がされてきた（本県の交付総額は約43億円）。
- ・ 交付金は、県で基金を創設し、そこに積み立ててきたところである。
- ・ 本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、毎年度3,000人程度が利用している。金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、一定期間滞納となった場合の元金相当額を損失

補償として金融機関に補填しているが、その原資として基金を取り崩している。

- ・ 損失補償による取崩額が、基金運用収入等による積立額を毎年度大幅に上回っているため、基金の残額が年々減少している。(令和6年度末時点の残額は約32億円。令和6年度中の取崩額は約2.1億円。同年度中の積立額は約0.2億円)
- ・ このままでは、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

#### <高校教育の持続可能な制度設計>

- ・ いわゆる高等学校授業料無償化により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。  
一方で、人口集中地域とそれ以外の地域では、一般に生徒一人当たりにより要する費用に差があり、生徒数が減少し、生徒一人当たりにより要する費用が増加しても、引き続き地域の公立高校が教育基盤としてその責務を果たしていく必要があることから、進学者の減少と併せ、公立高校設置者の財政負担がより増大し、結果として国民負担の増につながることになる。
- ・ また、財政負担を抑制するため高校の統廃合を進めると、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。
- ・ 国からは、令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」が公表され、各都道府県において、国の基本方針を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」を策定することが求められているが、令和9年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みについて詳細が示されていない。
- ・ 地域における高校教育の維持向上を図るため、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るとともに、新たな財政支援について早急に制度の詳細を示すべきである。

## 2 高等教育の修学支援新制度の拡充



要望先 : こども家庭庁、文部科学省

県担当課 : 学事課、教育局財務課、高校教育指導課

### ◆提案・要望

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の所得基準及び支援額を引き上げること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 大学等への進学・入学をしなかった生徒の保護者のうち、年収487万円以上650万円未満の世帯の35.2%が「給付型奨学金があれば進学してほしかった」と回答しており、年収287万円以下の世帯に次いで給付型奨学金のニーズが高い。（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」より）
- ・ 本県においても、令和7年3月の県内高等学校卒業生のうち、大学等に進学・入学しなかった者の割合は14.5%であり、経済的な困窮を理由に大学等への進学・入学を断念する生徒が一定数いると考えられる。
- ・ また、日本政策金融公庫が実施した「教育費負担の実態調査」（令和3年度）によると、年収が200万円以上400万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は26.7%で、年収の約4分の1を占めている。また、400万円以上600万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は21.1%で、年収の約5分の1を占めており負担率は高いものとなっている。
- ・ 一方、令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料等の実質的な無償化が実現しているが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は減額額及び給付額は減額され、年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっている。
- ・ 令和6年度からは、年収目安で380万円以上600万円未満世帯のうち、多子世帯又は私立理工農系学科に通う学生へ支援対象が拡充されるとともに、令和7年度からは、多子世帯については所得制限なく授業料等の実質的な無償化が実現されることとなった。
- ・ しかし、依然として支援対象が限定的であることから、所得要件の緩和及び支援額の引き上げにより、家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等が図られるべきである。

### ◆参考

○令和7年度からの制度拡充内容



【出典】令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援拡充について（文部科学省）

### 3 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充



要望先 : 文部科学省  
県担当課 : 学事課

#### ◆提案・要望

- (1) 東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対する補助については、国がその全額について財政措置を講じるとともに、従前と同様の水準による補助が可能となるよう受給資格要件等の緩和を図ること。
- (2) 原子力災害、地震・津波災害などの区別なく、被災した児童生徒等が補助対象となるよう財政措置を講じること。
- (3) 補助事業の縮小等、事業内容の見直しを行う場合は、一定期間を設けてその内容の周知を行うとともに、学年進行により実施する等の経過措置要件を設けること。
- (4) 大規模災害に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対しても、国の責任においてその全額について財政措置を講じること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 被災地の復興に伴い本県における当該事業の対象者は年々減少しているが、いまだ支援を必要としている児童生徒等があり、私立学校に通う令和7年度の補助対象者数は5名、補助額は合計で約150万円となっている。
- ・ 震災から15年が経過した現在においても、親を亡くした子や、被災によって経済状況が悪化した世帯の児童生徒等に対する支援を引き続き行っていくことが重要であると考える。
- ・ 本事業に対する保護者からの問合せが複数あり、私立高校への入学を希望する子の保護者から事業の継続を望む声が寄せられている。
- ・ 地震や豪雨等による大規模災害（激甚災害）に対する補助については、発災初年度に比べ翌年度以降は補助が大きく縮小される。
- ・ 授業料や就学に係る費用の負担の有無は進路選択を左右するとともに、就学の機会を確保する重大な問題であることから、国の責任において継続的な支援が必要である。

#### ◆参考

○令和3年4月からの制度変更

令和2年度まで		令和3年度以降	
小学校・中学校・高校	<b>私立学校授業料等減免事業</b> 【対象経費】 授業料、入学料、施設整備費 【所得基準】 特になし 【補助率】 国庫補助10/10	原子力災害被災地域 → 地震・津波被災地域	<b>私立学校授業料等減免事業</b> 【対象経費】 授業料、入学料、施設整備費 【所得基準】 年収590万円未満世帯 【補助率】 国庫補助10/10  <b>私立高等学校等経常費助成費補助金</b> 【対象経費】 授業料のみ 【所得基準】 年収590万円未満世帯 【補助率】 国庫補助1/2
			※所得要件の追加、対象経費の縮小、補助率の減少等、制度が縮小した。

## 4 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進及び調査の精選・効率化



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

### ◆提案・要望

- (1) 教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引上げ及び予算拡充を行うこと。
- (2) 学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減につながるよう、調査の精選や回答方法の一層の効率化等を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じて、教員の負担を軽減していくことが求められる。
- ・ 平成31年1月25日の中央教育審議会総会において、まとめられた答申の中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。国の令和7年度予算においては、全小・中学校に配置するための予算を確保している。
- ・ こうした状況を踏まえ、教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要であるが、本県においては、教員業務支援員の全小・中学校配置は困難であり、加えて高等学校や特別支援学校においては配置できていない状況である。
- ・ 本県の小・中学校においては、教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の配置により、業務の切り分けが可能となっているが、高等学校や特別支援学校も含め、多様な外部人材を活用した、更なる業務の切り分け等による支援体制の構築が求められる。
- ・ 本県における働き方改革の実効性を高め、加速していくためには、全ての学校種に教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員を配置する必要があり、その配置に係る費用に対する補助率の引き上げ又は全額補助など財源を拡充する必要がある。
- ・ 教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の3分の1以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の3分の1以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合を同一とすることが適切である。配置に係る費用に対する補助率の引き上げ又は全額補助など財源の拡充により配置を推進すること。
- ・ 本県では令和元年9月に策定、令和4年4月に改定した「学校における働き方改革基本方針」を令和7年4月に改定し、業務量の削減（調査削減や会議精選等）や負担軽減のための条件整備（専門職員の配置等）等を推進している。
- ・ また、いわゆる給特法の一部改正を受け、国において、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。この指針では文部科学省の取組として、学校における業務の縮減に取り組むとされた。
- ・ さらに、中央教育審議会の答申においても、調査を「教師にとって負担感の強い業務の一つ」とし、調査の内容の見直し、精選等について改めて留意が必要であるとしていることから、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が必要である。

## 5 教師不足の解消



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

### ◆提案・要望

- (1) 教師不足の解消に向けた施策の充実を図るため、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、加配要件に4月中及び8月以降に産育休を取得する場合も加えるとともに、対象校種を拡大し、高等学校及び特別支援学校高等部を加えること。
- (2) 各自治体における教師人材確保の取組に対する財政支援を充実させるなど、教師のなり手を増やす的確な施策の充実を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、4月中及び8月以降に産育休を取得する場合も加配要件に加えることで、産育休に入る時期による加配定数措置の差をなくし、産・育休代替教師を年度当初から任用し「教師不足」の改善を図る必要がある。
- ・ 特別支援学校では、所属する学部によって、加配定数による支援の差が生じる。また高等学校においても、産・育休代替教師の安定的確保は喫緊の課題の一つである。そのため、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数の対象校種に高等学校及び特別支援学校高等部を含める必要がある。
- ・ 本県においても教師不足が顕著であり、対応に苦慮している現状がある。また、教師不足を解消するため、教職の魅力発信をもとに本県でできる対応を実施しているが、教職そのものの魅力や教員の働き方、待遇等を否定する報道等により、教職が敬遠される現状がある。「教育は国家100年の大計」と言われるように、教育の一層の充実が図られるよう、国において、教師不足の解消に向けた施策の充実とともに、教師人材の確保を支援するための事業予算の拡充や、教師になった者に対する奨学金の返還支援など教師のなり手を増やす的確な施策の充実を図る必要がある。
- ・ 本県では、令和6年度に、国の「大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業」を活用して教師の魅力発信会議を設置し、民間人有識者や教員養成大学と議論を重ね、教師人材の確保に向けて連携を進めてきたところである。教師人材の養成や確保については、中期的な視点による検討と、継続的な取組が必要となるため、今後も、各自治体における教師人材確保の取組に対する財政支援を拡充・充実させる必要がある。

## 6 遠隔授業における生徒数及び学習評価方法の弾力化



要望先 : 文部科学省  
県担当課 : 高校教育指導課

### ◆提案・要望

高等学校において、「教科・科目充実型」の授業を行う際に、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」としている要件及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を撤廃すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 高等学校においては、平成 27 年 4 月に学校教育法施行規則が一部改正され、遠隔授業の実施が認められたが、現在の制度では「同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること」とされているため、受講を希望する全ての生徒に対して授業を実施できないことが想定される。
- ・ また、単位認定等の評価者についても、「配信側の教員が行うべきものであること」とされており、配信側の教員に限定されているため、配信側の教員にとって負担となり、遠隔授業の導入の支障となることが想定される。
- ・ 当該要件が撤廃されれば、一人の教員による複数の学校を対象とした遠隔授業の実施により、より多くの生徒に対して同時に授業を行うことが可能となり、生徒の学習機会の充実に資するとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。また、受信側で授業に関わることで、経験の浅い教員の資質向上につながることを期待される。
- ・ さらには、受信側の教員が学習評価を行えるようになることで、配信側の教員の負担が軽減されるほか、遠隔授業の導入により受信側の教員の授業準備等の負担も軽減されるなど、教員の働き方改革の観点からもメリットは大きい。
- ・ 本県では、令和 6 年度より、生徒が 40 人を超える授業や、受信側における学習評価について検証を行っている。

### ◆参考

#### ○学校教育法施行規則

第 88 条の 3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

#### ○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成 27 年文科初第 289 号）の抜粋

##### Ⅲ 留意事項

第 1 の 1 学校教育法、施行規則及び高等学校設置基準等の関係法令に基づく授業とすること。  
特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。

- (5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

## 7 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について【一部新規】



要望先：厚生労働省、文部科学省  
県担当課：就業支援課、高校教育指導課  
県立学校人事課、特別支援教育課

### ◆提案・要望

- (1) 職業安定法第27条の規定に基づく業務分担の費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を、高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）の定数拡充により適切に補充すること。
- (2) 高校生等の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、次の点を十分に反映されたい。
  - ・ 生徒が主体的に企業や職種を調べることができるよう、求人票を容易に検索・比較検討できる機能や生徒一人一人に応じた情報を提示する機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。
  - ・ 紙の求人票の整理や応募前職場見学の日程調整など、現在教員が行っている事務処理を省略化できるよう、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。
  - ・ スマートフォンやタブレットなどの多様なデバイスに対応したシステムとすること。
  - ・ 高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築が完了するまでは、実情として教育現場での利用が進んでいる民間サービスを国として推奨すると同時に、推奨する民間サービスにおいては、雇用側の支払った金額に応じて就職側が受け取る情報に差がつかないように適切な支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 職業安定法第27条の規定に基づき、県立高等学校等の校長は求人・求職の申込みの受理や求職者の求人者への紹介など公共職業安定所長の業務の一部を分担している。
- ・ この分担は校長の同意又は要請によることになっているが、公共職業安定所の職業紹介の体制から実情として分担が前提となっている。これは実質的な委託業務であり、教育現場に多大な業務負担が発生しているにもかかわらず、担当する教員の定員及び人件費等の財政措置が講じられておらず、支援を行う十分な「高等学校就職支援教員」（ジョブ・サポート・ティーチャー）の配置もなされていない。本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていることから、これに係る費用については全額国の負担とすべきである。
- ・ また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報WEB提供サービス（高卒WEB）」は、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題がある。令和8年2月に開催された「第35回高等学校就職問題検討会議」において、高卒WEBの改修を検討することが明らかになったが、具体的な内容は盛り込まれておらず、また、改修まで相当の期間を要する見込みとなっている。
- ・ そのため、教育現場では、利便性が高い民間サービスを利用せざるを得ない状況にあるが、雇用側にとっては、支払料金に応じて生徒に提供される情報量及び頻度が変動するため、公平な情

報提供の機会が確保されないという課題がある。

#### ◆参考

##### ○職業安定法第 27 条（抜粋）

公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

##### ○高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）

- ・高等学校等において、進路指導主事等と連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う教員
- ・配置状況（国の定数措置）  
令和 8 年度： 15 人  
令和 7 年度： 8 人  
令和 6 年度： 8 人
- ・就職希望生徒の多い学校（上位 30% の学校）に配置しようとする、21 人の加配措置が必要。
- ・就職希望生徒数が平均以上の学校に配置しようとする、27 人の加配措置が必要。  
※ 1 校当たりの平均就職希望生徒数 32 人

##### ○「高卒就職情報 WEB 提供サービス（高卒 WEB）」

- ・公開された高卒求人情報を進路指導担当教諭や就職を希望している生徒に提供するサービス
- ・全国の求人情報等を提供し、高校の就職担当者は、求人情報の検索 求人情報一覧のダウンロード 合同面接会・その他イベント情報の検索 職場見学会の検索ができる。

##### ○高卒 WEB の課題

- ・スマートフォンやタブレット表示に対応していないため、閲覧・操作がしづらい。
- ・高卒 WEB 上では指定校求人を検索・閲覧することができない。
- ・検索条件や関心のある求人情報をシステム上に保存することができない。
- ・学校訪問の実績がある企業かどうかなど、生徒へ追加情報を提供することができない。
- ・複数の求人票を並べて、比較・検討することができない。

##### ○民間サービス

- ・就職希望の生徒が在籍する県立高校の約 7 割が、Handy 進路指導室という民間サービスを使用している。
- ・Handy 進路指導室とは、求人票をデジタル化し、学校内で一元的に管理・共有できるクラウド型のサービス。
- ・従来、紙で配布・掲示していた求人票をデータとして取り扱うことで、生徒はスマートフォンや端末から求人情報を検索・閲覧することができ、自ら比較・検討することができる。

##### ○第 35 回高等学校就職問題検討会議」（2/16 開催）

- ・主 催：文科省、厚労省

- ・ 構成員：全国高等学校長協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会

【高卒就職のデジタル化に向けた検討について（抜粋）】

- ・ 「高卒WEB」に指定校求人も追加する等、高卒就職関係業務の一層のデジタル化を進められるよう改修を検討。
- ・ 改修にはある程度の年数を必要とすると考えられるため、次々期の大規模システム更改の時機に合わせる事が適当。
- ・ 令和14年頃リリース ※リリースが最速で実現する場合のスケジュール。リリースの時期は令和14年以降となり得るほか、複数年度にわたる逐次改修の可能性もある。
- ・ 当面の対応として、ハローワークから求人企業への求人票の返戻と、求人企業から高校への送付について、令和9年度卒業生からの適用を目指し、先行してデジタル化することとした。このデジタル化は求人票のPDF化により行う。

## 8 こども性暴力防止法の円滑な運用のための制度構築【一部新規】



要望先 : こども家庭庁、文部科学省  
県担当課 : 教育局総務課、県立学校人事課、  
小中学校人事課、教職員採用課

### ◆提案・要望

- (1) 学校教育法施行規則に規定されている職種について、国が現在示している3つの要件で判断する場合には、都道府県により犯罪事実確認等の対象の範囲の考え方にばらつきが生じるおそれもあり、国においてより明確な基準もしくは職種によって対象とするか否かの基準とすること。
- (2) 特定免許失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムについては、システムの連携や統合等を検討し、地方に過重な事務負担が生じないようにすること。
- (3) こども性暴力防止法に基づく防止措置を円滑に講じるとともに、また、当該措置を講じた場合に児童生徒への影響を生じさせないように、必要となる定数措置や財政措置について、国の責任で完全に措置すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が、令和6年6月26日に公布され、令和8年12月25日に施行される。
- ・ 同法に盛り込まれた犯罪事実確認の仕組みについては、法律が施行された際に県教育委員会としてどのように対応をしていくのか、国の動向を注視しながら検討を続けている。
- ・ 法律上、「児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置」（＝防止措置）を講じなければならないとされている。
- ・ こども性暴力防止法施行ガイドラインが策定されたが、犯罪事実確認等の対象となる従事者に該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められ、職種の一部が対象になり得るものの判断に苦慮している状況である。
- ・ また、特定免許失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムなどの複数のシステムを活用等する必要があり、事務負担が増大している。
- ・ 児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められた学校の教職員について、児童生徒と接触させないためには、教育委員会事務局等に配置転換する以外に実質的に選択肢がない。しかし、教育委員会事務局については、各自治体で定数を定めており、自治体ごとの定数と現員の状況によって、配置転換が困難となるおそれがある。
- ・ また、配置転換等の防止措置を講じた場合、他の教職員の業務量の増加やそれに伴う精神的なストレスが生じ、モチベーションの低下や離職につながるるとともに、授業の遅延や質の低下が生じるおそれがある。
- ・ このような事態を未然に防止し、児童生徒の学びを保証するためには、国による定数措置や財政措置が必要である。

◆参考

○こども性暴力防止法について

〔正式名称〕

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

〔施行期日〕

令和8年12月25日

〔法趣旨〕

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

## 9 遠距離通学を要する児童生徒への支援制度の拡充【新規】



要望先 : 財務省、文部科学省  
県担当課 : 教育局財務課

### ◆提案・要望

遠距離通学を要する児童生徒の支援に当たっては、市町村の負担を適切に反映できるよう十分な財政措置を講ずるとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる補助制度とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 各市町村において小・中学校の統廃合が実施された際など、遠距離通学を要する児童生徒に対する通学手段の確保が課題となっている。
- ・ 国においては、市町村が遠距離通学の対策としてスクールバスを運行する場合や、通学に要する交通費を補助する場合には、地方交付税を措置している。
- ・ また、学校の統廃合に伴い遠距離通学となった児童生徒を市町村が支援する事業に対して、国の補助制度も設けられている。
- ・ しかしながら、スクールバス等購入費への地方交付税措置については、へき地・過疎地域に限られるとともに、遠距離通学費に対する補助制度についても、小学生は4 km以上、中学生は6 km以上を補助要件としており、通学時間や地理的条件、交通手段など地域の実態を考慮した制度となっていない。
- ・ そのため、遠距離通学を要する児童生徒に対する通学手段の確保として、市町村の負担を適切に反映した十分な財政措置を講ずるとともに、地域の実情に応じて柔軟に対応できる補助制度とするよう要望する。

# ■私学教育の振興

## 1 私学振興の推進



要望先 : 内閣府、こども家庭庁、財務省、  
文部科学省、厚生労働省  
県担当課：学事課

### ◆提案・要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。

#### <私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 一般補助・教育改革推進特別経費については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。
- (4) 小中学校家計急変世帯支援分・私立高等学校生徒入学金等支援分の地方交付税については、地方負担が増大することのないよう必要な財源を確保すること。
- (5) 幼稚園等特別支援教育費については、特別な支援を要する幼児の就園の機会が確保されるよう、必要な財源を確保するとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。

#### <高等学校等就学支援金制度について>

- (6) 国が全ての財源を確実に確保し、責任をもって実施するとともに、補助対象費用の拡大など制度の拡充を図ること。

#### <幼児教育の無償化について>

- (7) 幼児教育の無償化については、財源負担や事務負担など地方との協議を継続し、地方の意見を十分取り入れながら進めること。
- (8) 令和3年度から創設された多様な事業者の参入促進・能力活用事業のうち、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援については、在住市町村により給付できない可能性があることから、その解消について検討すること。

#### <私立幼稚園教職員の処遇改善について>

- (9) 私立幼稚園は公教育の一翼を担っていることから、勤務する教職員の処遇改善については国が幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善による影響を把握した上で責任を持って有効な改善策を講ずること。

特に、私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）のうち、幼稚園教員の人材確保支援分（幼稚園教職員の処遇改善）については、令和9年度以降も引き続き事業を実施するとともに、都道府県や設置者の負担軽減を図ること。

<専修学校への国庫補助について>

- (10) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。特に、高等専修学校に対しては、国庫補助の対象となる高等学校等との乖離が大きいことから、特別交付税の措置を講ずること。

<統合型校務支援システムについて>

- (11) 統合型校務支援システムの導入費及び維持費について需要調査を実施した上で必要な財政支援を行うこと。

<広域通信制高校の通信教育連携協力施設について>

- (12) 広域通信制高校の展開する通信教育連携協力施設に関する調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。さらに、国民にも分かりやすく情報提供すること。

◆本県の現状・課題等

<私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。
- ・ 地方交付税として措置されている小中学校家計急変支援分の児童生徒1人当たりの積算単価は、年々減額されており、地方負担が増大している。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助については、特別な支援を要する幼児の増加に伴い、地方負担は増加している。

<高等学校等就学支援金制度について>

- ・ 生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 令和7年2月25日、いわゆる教育無償化に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、令和8年度から所得要件が撤廃され、私立高校等における支給上限額が大幅に引き上げられた。
- ・ 一方で、都道府県に対し、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有しているとして、地方における安定的な財源の確保を前提に、来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期に、唐突に地方負担が示され、新たに4分の1の都道府県負担が導入された。
- ・ 所得要件の見直しがされた一方で、引き続き支援の期間は、正規修業年数までとなっており、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 所得確認の事務が不要になったものの、新たに生徒の国籍・在留資格に関する要件が新設され、その確認事務が発生することとなった。
- ・ 私立高等学校の授業料については、就学支援金制度により、一部負担軽減がなされているが、一方で授業料が補助上限額を超える学校に通う世帯の負担、また施設費等納付金などの授業料以外の生徒納付金に係る負担については、各自治体の自主財源で上乗せ補助などを実施せざるを得ない状況である。
- ・ 本県においては、施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、年収約500万円未満世帯までを生徒納付金の実質無償化の対象とするなど、父母の負担軽減を図っている。

#### <幼児教育の無償化について>

- ・ 本県の私立幼稚園の園児納付金は、全国第7位（令和6年度）の水準となっており、全ての子どもに幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
- ・ 令和元年10月から実施された幼児教育の無償化により、地方自治体及び私立幼稚園の事務量が増加している中、令和8年10月からは給付上限額の見直しがなされるため、更なる事務量の増加が懸念されている。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動への支援として、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援が令和3年度から創設されたが、対象施設等の基準について、同じ施設等に通いながら、在住市町村により給付金の支給の有無が異なる可能性があり、その解消について検討する必要がある。

#### <私立幼稚園教職員の処遇改善について>

- ・ 幼児教育の質の向上のための処遇改善が令和7年度から実施されているが、研修要件に関して都道府県の間で履歴を引き継げることとしているにもかかわらず、明確な要件が示されていない。
- ・ 保育士については、宿舍借上げなど幅広い処遇改善策が講じられているところ、幼稚園教諭（私学助成を受ける園）については、私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の幼稚園教諭等の人材確保支援しかない。
- ・ 継続的な賃上げによる処遇改善については、令和4年12月までは負担割合が国4分の3、設置者4分の1の独自制度であったが、令和5年1月以降は私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）に組み入れられ、原則、国3分の1、県3分の1、設置者3分の1となった。
- ・ さらに令和6年度以降は負担割合が、原則、国4分の1、県4分の1、設置者2分の1となった。本県では設置者負担割合を8分の1としているところだが、原則的な設置者負担割合は増加している。

#### <専修学校への国庫補助について>

- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。
- ・ 近年は、人件費や物価高騰の影響を受け、学校の教育研究経費や管理経費は増加しているが、地方交付税交付金は平成29年度以降一定の交付額となっている。そのため、物価高騰等に応じた県運営費補助等の十分な支援ができていない。

#### <統合型校務支援システムについて>

- ・ 教育現場においても、校務のデジタル化を図り、教員の負担軽減や保護者の負担軽減、教育の質の維持向上を図ることが求められている。
- ・ 統合型校務支援システムは、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- ・ 国の「学校のICT環境整備3か年計画」（令和7～9年度）では、令和9年度末までに統合型校務支援システム又は次世代型校務支援システムの整備率を100%にすることを目標にしているが、県内の私立高等学校において、令和7年度末時点で、55校中、導入している学校は46校で、導入率は83.6%である。
- ・ システム導入費用について、公立学校の場合には財政支援（地方交付税措置）があるが、私立学校に対する財政支援はない。

<広域通信制高校の通信教育連携協力施設について>

- ・ 令和7年5月をもって「全国私立通信制高等学校プラットフォーム」が閉鎖され、国は令和8年4月に新たに「通信制高等学校情報発信サイト」を開設し、所轄庁だけでなく通信教育連携協力施設が所在する都道府県も、施設の所在地や収容定員数などの情報を一定程度確認することができるようになった。
- ・ 一方、同サイトで提供されている情報には配置教員数などの重要な情報は含まれておらず、所轄庁だけでなく通信教育連携協力施設の所在都道府県でも実態を把握するためには、更なる情報の充実が求められる。
- ・ 通信制高校については国のガイドラインが改訂され、教育の質の担保や向上が求められているところであるため、国において実態把握を目的とした調査を継続して行い、都道府県及び通信制高校への進学を希望する国民へ、より詳細に情報を提供する必要がある。

◆参考

○初年度納付金・公私比較

